

令和7年 第3回
(公開用)

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和7年3月18日(火)

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月18日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町役場本庁

3 出席した委員

農業委員 8名

1 番	湯田 重行	2 番	湯田 義三	3 番	酒井 圭
6 番	星 洋一	7 番	宗像美由紀	8 番	渡部 和幸
10 番	湯田 孝義	11 番	室井 文一		

4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

5 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

日程第6 議案第3号 地籍調査に伴う地目変更について

6 会議の概要

- 事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
- 議長 それでは、只今から議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、4番、星隆一委
員、5番、芳賀美紀委員、9番、岡本寛司委員であります。
本日の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。なお、議案に係る説明者
として、町農林課の室井庄一郎国土調査係長に出席していただいております。
- 議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、1番、湯田重行委員、10番、湯田孝義
委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い
いたします。
- 議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局からご報告をお願いします。

(事務局長 報告)
- 議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら
お願いいたします。ありませんか。
- 議長 「ありません。」の声あり
ありがとうございます。
質問がないようですので、会務報告を終わります。
- 議長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制
限により、酒井圭委員、退室願います。

(酒井圭委員 退席)
- 議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進
委員が欠席のため、事務局から調査結果の説明をお願いします。
- 事務局 (係長) 議案第1号、2ページから4ページになります。農地法第3条
の規定による許可申請についてを説明させていただきます。譲渡人は●
●●●さん。譲受人は○○○さん。▽▽であります。許可を受けようと
する土地の表示につきましては、**字****番**から、4ペー

ジの**字***番までの27筆であります。申請事由といたしまして、譲渡人は後継者への贈与、譲受人は生前贈与、経営移譲を受けるという中身になっておりまして、27筆全体で□□□□㎡ございます。こちらの申請なんですが、調査している段階で、経営基盤強化促進法による権利設定及び農地中間管理機構の機構法による権利設定がなされておりました。そのため、所有者の変更だけで手続きが済むのかどうかを農地中間管理機構の方に確認をしたところ、こちらは全て合意解約の手続きをしていただいて、所有者が変わった時点で再契約となると指導がありました。現在、合意解約の手続きをしていただいている最中のため、今回は許可できない案件になっております。ですので、今回受付をしてあげさせていただいておりますので、継続審議という形で、来月以降に審議を延ばしたいと事務局では考えております。よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願ひます。
本案に対して、ご質疑ございませぬか。

議 長 (「ありませぬ」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、継続審議することにご異議ございませぬか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、継続審議とさせていただきます。
酒井圭委員、入室願ひます。

(酒井圭委員 入室)

議 長 日程第5「議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願ひいたします。

事務局 (木村) 議案 第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明します。議案書6ページに一覧がございませぬ。今回、一括方式での利用権設定は1件で、再転貸はありませぬ。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により意見を求められておりますので、議案書のとおり適当と認めてよいか伺うものです。なお、耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について条件を満たしていることが確認できています。なお、来年度から県の認可公告日が25日から月末に変更されることにより、南会津町も県に合わせて月末を公告日とすると農政係より説明がありました。そのため、今回の促進計画(案)より、公告日は4月30日、始期が次の日の5月1日となることをお知らせい

たします。以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議長 日程第6「議案第3号 地籍調査に伴う地目変更について」を議題といたします。
本案については、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について、南会津町長より照会があったので、意見を決定するものです。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案第3号、地籍調査に伴う地目変更についてになります。7ページから16ページになってございます。別記の農地について、地籍調査により現況が非農地である旨の照会があったので、下記のとおり回答するものとするということで、***第5地区地籍調査に伴う地目変更について異議ありません、と回答したいと思います。ご存じのとおり、現在町では地籍調査法に基づく地籍調査を実施しているところではありますが、先ごろ、***第5地区が完成したことに伴いまして、国土調査係から農業委員会への地目変更に伴う照会があったことで、今回の議案提案となっております。国土調査法に基づく地籍調査における地目の調査は、原則的に土地の形状及び主たる目的による地目を設定することとされておりまして、地目の設定につきましては、地籍調査に権限が与えられているという状況でございます。しかし、登記簿の地目が農地から農地以外へ、あるいは農地以外から農地へ土地の地形が変更される登記につきましては、国の方針として、農地に関する地目変更は農業委員会の確認を取りなさいという方針が出されていることから、今回照会があったというものになります。照会がありました農地と地籍調査前の土地で全部で57筆ほどございます。登記面積の合計が□□□□□㎡。その内、田から農地以外の地目へ変わるものが、13筆、□□□□□㎡。畑から農地以外の地目へ変わるものが、44筆、□□□□□㎡。地籍調査後の土地の地目につきましては、公衆用道路に変わるものが、4筆、□㎡。雑種地に変更になるものが1筆。こちらにつきましては隣接地との合筆という扱いになっております。続きまして、原野が64筆、□□□□□㎡。

宅地が2筆、□□□㎡となっております。今説明した、公衆用道路、雑種地、原野、宅地の筆数を合計しますと、地籍調査前より4筆ほど少なくなっているのですが、地籍調査後の原野の地目が同一所有者で同地目で隣接している農地については合筆した、ということで、地籍調査前より4筆減となっております。以上が地籍調査の概要の説明となっております。先程、会長の方からも説明があったとおり、今回はあくまでも農業委員会として地目が変わることに対して意見があるか無いかというところが求められているものでありまして、こちらの地目変更の可否について承認するというものではありませんので、可否判断ではなく、意見があるかどうかというところで皆さまの方からご意見をいただければと思います。意見が無ければ、先程説明したとおり異議なしということで、事務局から町の方に報告させていただきたいと思います。以上です。

議長 次に、町農林課国土調査係長から議案の内容の説明をお願いします。

国土調査係 (国土調査係長) 国土調査係の室井と申します。単に地番だけを載せても分かりづらいと思いますので、調査後の測量図及び航空写真に重ね合わせた図面を持参してきております。そちらを見ながら説明させていただきたいと思います。
(図面と共に説明)

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

2番 (湯田義三) 今回と直接関係無いが、**の国土調査で、荒海側の堤防の河川に個人名義の農地があるがどうかにならないか。

国土調査係 (国土調査係長) 今回の図面の中でも、河川の堤防の内側は個人の土地でした。なので、堤防を作ったことによって河川はそこまで、と決めたのでそれが強いんですけど、所有権移転ができるところについては、***は河川敷ということで建設事務所に寄付しています。本当は、河川改修をしたら、構図を直して所有権移転して、というのが正式な流れなんですけど、経過といたしましては災害とかで河川を直すことを優先にしてそのままになっているのが現状です。なので河川は区域から抜くしかなかったんです。ましてやその間に字が***、***、***と入るんですけど、***の中には、自治会の名義で3町歩くらいの田んぼがあることになっています。ただ、それはもう河川敷の中だから調査から外すしかない。境界を決めていくわけにいかないの。河川については、堤防のところは河川の境界だというふうに建設事務所に立ち会ってやるしかなかったの。建設事務所の方は、自分たちで構図を調べて、中に個人の土地が入ってるから買収とか寄付という形を自分たちではやりません。持ち主が言わないとやってくれないです。うちの方も、立ち会いは町とか土地の所有者が境界だと決めたところを確認してもらう形

で、河川との境界を作ったという経過です。自分たちで動いて、寄付で渡すという形しかない。買収は境界が出せないから面積が確定できないので難しいと思います。登記簿の面積でやるかということ、それも測れないからやらないというのが現状です。

2 番 (湯田義三) 税金はかかりますよね。

国土調査係 (国土調査係長) 税金は、税務課の方に現況は河川敷だと届け出して非課税にしてもらうしかないと思います。農業委員会の現況確認と似たようなもので、現況確認をやって、そこを農地以外にする。税務課の場合は課税地目を変える。台帳は田んぼだけど、現況は河川だから税金上は非課税だと届け出するしかない。自分で動くしかないです。あとは地区ごとにやるかになると思います。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第3号の審議を終了いたします。ここで町農林課国土調査係長に退室していただきます。お疲れさまでした。

(国土調査係長 退室)

議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。次に、協議事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

(係長 農地中間管理事業の権限移譲について説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

(係長 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(職務代理 一貫請負金額について提案)

(宗像美由紀 4地区で金額の差について質問)

議 長 他に質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長 業務日程について説明)

事務局 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質問がないようですので、その他に入ります。
皆さんから何かありましたらお願いします。ございませんか。

(職務代理 委員と推進委員の出席率について意見、現地調査について提案、タブレットについて確認)

(係長 来年度の活動記録セットについて説明)

議 長 他に皆さんからありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 新年度もよろしく申し上げます。これにて終了とします。長時間ありがとうございました。

閉会 午後 3時00分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

10 番